

公取企第20号

平成27年4月13日

関係事業者団体代表者 殿

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部長



物流事業者との取引の公正化について（要請）

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、違反行為に対して厳正かつ効果的に対処するとともに、取引の実態を把握するための調査を実施するなどして、違反行為の未然防止に努めているところです。

今般、公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引に焦点を当てて実態調査を実施し、その結果を平成27年3月11日に「荷主と物流事業者との取引について」として公表しました。

今回の調査の結果、物品の運送等に係る一部の取引において、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなりました。また、調査対象期間（平成25年8月1日から平成26年7月31日）において燃料価格が上昇傾向にあったことから、物流事業者に対し、燃料価格の上昇に伴う代金の引上げの状況を聞いたところ、燃料価格上昇に伴う代金の引上げ交渉においても、荷主による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなりました。

貴団体におかれましては、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果並びに独占禁止法上の優越的地位の濫用規制、物流特殊指定及び下請法（物流事業者間の取引については下請法が適用されます。）の内容について傘下会員に周知徹底していただくよう要請いたします。

荷主と物流事業者との取引について(ポイント)

第1 調査内容

調査対象事業者	調査票発送数 (A)	回答者数 (B)	(B/A)
荷主	10,000名	6,139名	(61.4%)
物流事業者	25,000名	7,008名	(28.0%)

※ 調査対象期間：平成25年8月1日～平成26年7月31日

書面調査における回答者のうち、物品の運送又は保管（以下「運送等」という。）に係る取引を行っている回答者4,530名及び物流事業者4,620名からの、物品の運送等に係る年間取引高が多い取引先（上位3名。以下それぞれ「主要な物流事業者」、「主要な荷主」という。）との取引についての回答を基に調査結果を取りまとめている。

第2 調査結果①

1 書面交付及び支払方法の状況

【荷主の主要な物流事業者に対する書面の交付状況】

書面の交付状況について回答した荷主4,478名のうち、多くが主要な物流事業者に物品の運送等の委託を行うに当たり、書面を交付している回答している（81.1%）が、書面を交付していないと回答した荷主も一定数見受けられた（18.9%）。

【荷主の主要な物流事業者に対する支払方法】

代金の支払方法について回答した荷主4,496名のうち789名（17.5%）が手形による支払を行っている回答し、120日を超えるサイトの手形で支払っている荷主も一定数見受けられた。

2 代金の支払遅延等の状況

(1) 行為類型別の状況

行為類型	不利益を受けた物流事業者数	荷主との取引について回答した物流事業者数に占める割合
代金の支払遅延	29名	0.6% (29/4,620)
代金の減額	188名	4.1% (188/4,620)
買いたたき	67名	1.5% (67/4,620)
物品等の購入・利用の強制	57名	1.2% (57/4,620)
経済上の利益の提供要請	27名	0.6% (27/4,620)
発注内容の変更	18名	0.4% (18/4,620)
合計(注)	306名	6.6% (306/4,620)

(注) 荷主から複数の行為類型に係る不利益を受けている物流事業者が存在するところ、行為類型ごとの物流事業者数の合計は386となるが、不利益を1つ以上受けた物流事業者数として合計すると306となる。

○ 主要な荷主から、物流事業者に責任がないなど荷主の都合による代金の支払遅延等の不利益を1つ以上受けたと回答した物流事業者
 . . . 4,620名のうち306名 (6.6%)

○ 物流事業者に責任がないのに、「代金の減額」を受けたと回答した物流事業者
 . . . 4,620名のうち188名 (4.1%)
 ⇒他の行為類型に比べて高くなっている

(2) 物流事業者が不利益を受け入れた理由

前記(1)の物流事業者306名が延べ386事例において荷主による不利益を受け入れた理由

○ 「今後の取引数量、取引高等に影響があると自社が判断したため」とするもの . . . 171事例 (44.3%)
 ○ 「荷主から今後の取引数量、取引高等への影響を示唆されたため」とするもの . . . 84事例 (21.8%)

物流事業者は、主要な荷主との取引の継続への影響を考慮して、やむを得ず不利益を受け入れていることも少なくなく、こうした荷主の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得る。

荷主と物流事業者との取引について(ポイント)

第2 調査結果②

(3) 物流事業者の年間売上高との関連

前記(1)の物流事業者306名のうち、年間売上高について回答のあった物流事業者282名について、主要な荷主との取引について回答のあった物流事業者4,372名のうち、年間売上高について回答のあった4,372名に占める割合を、年間売上高別にみると、年間売上高「1億円以下」の区分で最も割合が高くなっている。

物流事業者の年間売上高	1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 30億円以下	30億円超	合計
物流事業者数(名)	862	2,443	656	411	4,372
代金の支払遅延等の不利益を受けた物流事業者数(名)	73	175	21	13	282
代金の支払遅延等の不利益を受けた物流事業者数の割合	8.5%	7.2%	3.2%	3.2%	6.5%
	73/862	175/2,443	21/656	13/411	282/4,372

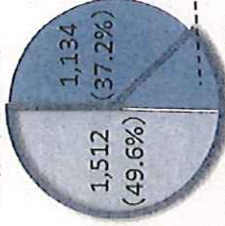
年間売上高が小さい物流事業者ほど不利益を受けたとの回答があった割合が高くなっている

(4) 燃料価格上昇に伴う代金の引上げの状況

主要な荷主に対する燃料価格上昇に伴う代金の引上げ要請の有無について回答した物流事業者3,050名のうち、約半数が代金の引上げを要請していた(1,538名)。このうち、約7割の物流事業者から主要な荷主が代金の引上げ要請に応じてくれたとの回答があった(1,134名)。一方で、代金の引上げ要請に応じてくれなかったという回答も見受けられた(404名)。このことから、調査対象期間においては燃料価格が上昇傾向にあった(注)ことからすれば、主要な荷主に代金の引上げを要請したことはないと同答した物流事業者(1,512名)と代金の引上げ要請をしたが主要な荷主が応じてくれなかったと同答した物流事業者(404名)を合わせると、上記3,050名のうち約6割の物流事業者は燃料価格の上昇があっても代金の引上げが困難な状況にあったと思われる。

(注) 軽油の店頭現金価格(消費税込み)は1リットル当たり137.9円(平成25年8月5日時点)から147.4円(平成26年7月28日時点)に値上がりしている。(出典:資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」)

全体 (N=3,050)



要請したが荷主は応じてくれなかった
404(全体(3,050名)の13.2%)

代金の引上げを要請しても、主要な荷主が一方的に代金を据え置いたり、交渉に一切応じようとしなかった荷主の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得る。

代金の支払遅延等の行為が、物流事業者間の取引において行われた場合には、優越的地位の濫用規制上問題となり得ることはもとより、下請法上も問題となり得る。

第3 公正取引委員会の対応

公正取引委員会は、違反行為の未然防止の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。

- (1) ア 荷主及び物流事業者を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。
- イ 荷主及び物流事業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。

- (2) 今後とも、物品の運送等の取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。

平成27年4月13日

関係事業者団体代表者 殿

講習会（荷主と物流事業者との取引について）の御案内について

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引の公正化を一層推進するため、「講習会（荷主と物流事業者との取引について）」を次のとおり開催することとしましたので、御案内申し上げます。貴団体におかれましては、以下の内容を傘下会員に周知していただきますようお願い申し上げます。

講習会（荷主と物流事業者との取引について）の開催日時及び会場

開催地	開催日時	定員	会場
札幌市	平成27年5月15日（金） 14：00～16：30	50名	北海道札幌市中央区北三条西3-1-6 札幌小暮ビル TKP札幌カンファレンスセンター（7階 カンファレンスルーム7E）
仙台市	平成27年5月22日（金） 14：00～16：30	50名	宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台（2階 第5会議室・第6会議室）
東京都 新宿区	平成27年5月26日（火） 14：00～16：30	100名	東京都新宿区市谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター（6階 ホール6A）
名古屋市	平成27年5月29日（金） 14：00～16：30	100名	愛知県名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル TKPガーデンシティ名古屋新幹線口（8階 カンファレンスホール 8A）
横浜市	平成27年6月2日（火） 14：00～16：30	100名	神奈川県横浜市西区北幸2-6-1 横浜APビル コンベンションルームAP横浜駅西口（4階 D+E室）
大阪市	平成27年6月5日（金） 14：00～16：30	100名	大阪府大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所（地下1階 1号会議室A）
広島市	平成27年6月12日（金） 14：00～16：30	50名	広島県広島市中区八丁堀7-11 広島YMCA国際文化センター（本館4階 401号室）
高松市	平成27年6月19日（金） 14：00～16：30	50名	香川県高松市玉藻町5-5 香川県立ミュージアム（地下1階 研修室）
東京都 新宿区	平成27年6月23日（火） 14：00～16：30	100名	東京都新宿区市谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター（6階 ホール6A）
福岡市	平成27年7月24日（金） 14：00～16：30	50名	福岡県福岡市博多区博多駅南4-2-10 南近代ビル（7階 3号室）
千葉市	平成27年7月27日（月） 14：00～16：30	100名	千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉市文化センター（5階 セミナー室）
浜松市	平成27年7月31日（金） 14：00～16：30	100名	静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー TKP浜松アクトタワーカンファレンスセンター（25階ホールA）
京都市	平成27年8月7日（金） 14：00～16：30	100名	京都府京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町721-1 京都タワーホテル TKPガーデンシティ京都（7階 橋（東・西））

1 対象及び人数

(1) 対象

物流事業者に物品の運送等を委託する事業者（物流事業者を含みます。）の方を主な対象としております。

(2) 人数

参加希望人数によっては、1事業者当たりの参加人数を制限させていただく場合がございますので御了承ください。

2 講習内容

本講習会においては、物流取引を中心として、取引公正化のためのルールを説明するとともに、「荷主と物流事業者との取引について」の内容を説明します。

説明に当たっては、優越的地位の濫用規制、物流特殊指定又は下請法の考え方に照らして、物流取引においてどのような行為が問題となるのか分かりやすく説明します。

3 当日の受付時間

受付は、各会場共に13時30分から開始します。

4 参加申込方法等

- ・ 参加を希望される方は、公正取引委員会ホームページのトップページ下部にあるイベント情報の「講習会（荷主と物流事業者との取引について）の実施について」を御参照の上、当該ページから各会場とも開催日の3日前までにお申込みください。電話やメールでのお申込みは受け付けておりませんので、御了承ください。
- ・ 申込フォームへの入力完了すると、登録したメールアドレス宛てに「受講確定通知」メールが送信され、当該メールの受信をもって申込完了となります。
- ・ 定員に達し次第申込みを締め切らせていただきますので、御了承ください。

5 注意事項

- ・ 講習会への参加及び配布資料は無料です。
- ・ 講習会当日は、当該「受講確定通知」メール又は申込フォームの「講習会の申込登録結果」の画面を印刷したものを御持参ください。
- ・ 御登録いただいた個人情報は、講習会に関する業務以外の目的には使用いたしません。

6 問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

電話 03-3581-1882

担当者 五十嵐, 山岸